

静岡県公立大学法人

平成27年度 年度計画

平成27年3月

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

・奥深い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために新カリキュラムによる全学共通科目を実施する。「地（知）の拠点整備事業」の理念に沿ったしずおか学科群の更なる整備・充実をはかる。(No. 1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

・薬学教育モデル新コアカリキュラム（平成 27 年度実施）に対応する改訂カリキュラムに従い教育内容の変更を学年進行に合わせて実施する。(No. 2)

・創薬及び育薬を主体的に担うための研究能力と問題解決能力を備えた人材を育成するために、6 年制薬学科との整合性を取りながらカリキュラムの改訂作業を進める。(No. 3)

・薬学教育協議会教科担当教員会議の国家試験情報などを基に薬剤師国家試験の内容を精査するとともに、弱点科目を克服する重点講義を取り入れ、引き続き合格できる学力レベルを達成するために教育内容の検討を進める。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は国公立大学の上位 5 位以内を目指す。(No. 4)

[食品栄養科学部]

・学部共通科目の講義及び実験実習の内容をさらに進展させるために、学科を横断した担当者の連携体制の見直しを行うとともに、専門科目においては、食品・栄養・環境・健康に関する専門的知識及び多面的発想の醸成を目指したカリキュラムを整備する。(No. 5)

・最近 5 年間の管理栄養士国家試験の成績を精査し、関連科目の講義の工夫を促すとともに、模擬試験などの国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書にそった学習の実行に向けて個別指導を強化し、新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 6)

[国際関係学部]

・「静岡県立大学のあり方懇談会」から提示された提言を踏まえて、教員組織、カリキュラム等を含む諸課題の検討を継続して実施し、新たな学部体制の構築を目指す。(No. 7)

・学部全体のカリキュラム改革と歩調を合わせる形で新英語カリキュラムの作成を行い、英語基礎力の充実を目指す。2 年次の TOEIC IP テストにおいてスコア 800 点以上を獲得する学生が 10%、730 点以上を獲得する学生が 15%、600 点以上を獲得する学生が 50%を上回ることを目指す。併せて、次年度以降の英語教育に反映できるようテスト結果の分析と評価を行う。(No. 8)

[経営情報学部]

・平成 28 年度から学部一般前期入試において、小論文に代わり英語または数学の個別試験を導入予定であり、準備に万全を期す。また、平成 27 年度からコース制を導入する。以上により、学生に一つ以上の専門性をしっかり身につけさせた上での、高いレベルでの分野融合教育を実施する。(No. 9)

・新卒者の日商簿記検定 3 級の取得率は 80%、2 級の取得率は 15%を目指す。日商簿記 3 級については高い取得率を達成したものの、より上位の資格を目指す学生が少ない。これについて、非常勤講師の入れ替え、外部講師の活用により、学問的な会計学の面白さについて学生に理解させ、より上

位の資格を目指す学生が増えるような講義を行う工夫をする。また、会計学各論を財務会計論、情報会計を監査論に変更し、より体系だった科目体系にする。(No. 10)

[看護学部]

・小鹿キャンパスの新看護学部棟にできるシミュレーション室等を活用して、確かな看護判断能力を高める教育を実施する。
・看護学部の谷田・小鹿の2キャンパス制教育開始に伴う問題点を拾い出し、修正を加える(平成26年度カリキュラム)。残る平成24年度カリキュラムを継続実施する。(No. 11)

・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。新卒者の看護師国家試験の合格率は100%を目指す。新卒者の保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。(No. 12)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

・薬学部6年制卒業生を主な対象とする薬学専攻博士課程(4年制)の大学院教育を実施し、臨床薬学や医療薬学分野での活躍のために必要な高度な能力を涵養する。(No. 13)

・薬科学専攻博士前期・後期課程の教育研究を継続的に推進し、創薬、衛生など幅広い分野での活躍のために必要な生命薬学を中心とした専門知識と技術を修得させる。(No. 14)

・薬学と食品栄養科学を基盤とする研究教育を実施し、その成果として引き続き大学院学生が著者となる論文を国際誌にコンスタントに発表することを目指す。(No. 15)

・食品栄養環境科学研究院附置の茶学総合研究センター、食品環境研究センター及び花王の寄附講座と連携し、食を通して健康保持に貢献する意識の醸成を支援する。

・健康長寿科学特論として、外国人講師によるセミナーを開講し受講させる。

・学外から招請する講師による月例セミナー等を開催し、国内外の優れた研究に接する機会を学生に与える。

・薬食生命科学総合学府で開催される博士論文発表会、修士論文発表会を学府学生に聴講させ、研究意欲を向上させるとともに課題設定能力・解決能力の涵養を図る。(No. 16)

・H26年度に引き続いて、さらに学部・大学院を通した一貫教育を念頭において、カリキュラムの改善に努め、環境、食、健康に関わる講義内容の充実を図り、研究を通して、環境、食、健康に関わる分野で活躍する人材の育成に努める。(No. 17)

[国際関係学研究科]

・時代の流れに留意し、実践的な科目と理論的な科目のバランスを図りながら、カリキュラムの点検を行うとともに、随時、改善を行う。(No. 18)

[経営情報イノベーション研究科]

・修士と博士後期課程のカリキュラムの連動について、カリキュラム検討委員会を設け、検討を始める。博士後期課程入試の秋季実施について入試制度改革に伴う実施状況を見ながら、検討を行う。(No. 19)

[看護学研究科]

・領域毎に、各分野のスペシャリストを講師として招き、講義及び学生指導の充実を図る。

・助産師養成に関して、看護実践の質の向上及び教育・研究の積極的推進を図る人材を育成のため、新たな実習先の開拓に努める。(No. 20)

・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。

・新卒者の助産師国家試験の合格率は100%を目指す。(No. 21)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・リテラシー能力の向上のために、導入教育の実施を検討する。
- ・医療福祉システム論は、時代の変化に対応できるよう多職種連携等の内容を強化するよう検討する。(No. 22)
- ・看護学科では、引き続き実習指導やチューター制度をさらに強化し、主体的に行動できる学生の育成を目指した教育を推進する。
- ・歯科衛生学科では、引き続き臨床実習においても歯科衛生過程（歯科衛生士の思考プロセス）を念頭においた指導が進められるように、学内教員と実習施設における指導教員との共通認識を深める手段を検討する。
- ・社会福祉学科では、開設予定の保育士と幼稚園教諭資格取得が可能な新学科と社会福祉学科との協力体制づくりを進める。同科社会福祉専攻の保育士養成カリキュラムについて、内容や開講時期の検討を引き続き行う。同科介護福祉専攻では、介護福祉士養成課程に医療的ケアの科目が追加され新カリキュラムを開始したが、引き続き医療的ケアの見学実習のための実習施設との調整を行う。(No. 23)
- ・看護学科では、新卒者全員の国家試験合格を目指して国家試験対策委員及びチューターを中心に実習指導教員と連携しつつ、学生の個別性を考慮した指導を実践する。
- ・歯科衛生学科では、国家試験対策担当教員及びチューターを中心に、学生の個別性を考慮した国家試験対策を推進する。
- ・社会福祉学科介護福祉専攻では、平成 27 年度から実施が予定されていた介護福祉士国家試験は 1 年延期されたが、学生の学力向上を目指し外部機関の模擬試験を行う。
- ・新卒者の看護師国家試験及び歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 24)

イ 入学者受入れ

- ・高校生や保護者に対しては、オープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じて、入試広報を行う。
- ・高校教員等に対しては、県内国公立 4 大学合同説明会、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。特に入試変更点については、重点をおいて説明する。高校訪問では、入試の在り方等についても意見交換をする。
- ・県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方について情報交換を行う。
- ・入試問題に関する説明会を開催し、高校教員に対して出題の意図やねらい等の情報提供を行う。
- ・短期大学部においては、訪問高校と入学実績との関係を検証し、効果的な入試広報の一助とする。(No. 25)
- ・各学部において、入学した学生の能力・適性を継続して把握・検証し、入学者選抜方法の工夫や改善を図る。
- ・今後の入試問題の作問・点検体制を含めた入試体制についての検討を継続する。(No. 26)
- ・入試問題作問業務において、特定の学部には負担が偏らないように、また、適切な出題内容にするために、学部間の連携をさらに進める。
- ・入試問題の作問・点検業務の実施に細心の注意を払い、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会・学外専門委員会）を的確に運営する。
- ・入試ミスの防止のため、入試問題の事後点検を合格発表前に行う。
- ・短期大学部においては、入試の役割分担とチェック体制の再検証を行い、入試ミスの防止を図る。(No. 27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む教育活動の推進を図るため、引き続き文部科学省の大型プロジェクトの獲得を目指した取組や学内公募等により実施可能な教育内容の導入を進める。

・「静岡県立大学のあり方懇談会」の提言を踏まえて、国際関係学部と経営情報学部における学部間共通科目（仮称）の導入に向けた具体的な検討を進める。（No. 28）

・全学及び各部局における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を加えた3つのポリシーについて、更なる周知に努めるとともに、これに併せて検証を行う。（No. 29）

・学生による授業評価や教員相互評価などのFD活動と連携して、学生の学修意欲の向上と理解の促進を検証しつつ、各部局のカリキュラムに則しながら多様で工夫した授業形態や授業方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等を通じて適切な履修指導や教育研究指導を行う。（No. 30）

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

・全学的に取り組む教養教育については新カリキュラムにおいて実施する中で、長期的な視点に立ち、本学の教育理念に基づいた教養教育のあり方であるか検証を深める。（No. 31）

・授業回数を分割する新たな単位認定方法を導入するなどして、英語による科目を増やし、留学生への対応向上を視野に入れつつ、英語教育の充実を図る。（No. 32）

・海外大学への留学促進や、より上級レベルの英語習得、および就職活動への動機付けを考慮して、「TOEFL 留学英語」、および「TOEIC ビジネス英語」の拡充を図る。（No. 33）

・具体的なキャリア科目やキャリア形成支援事業の検討を行う。
・社会貢献活動系学生団体の活性化を図るためにキャリア支援センターが主催している全国シンポジウムを継続して開催する。（No. 34）

・平成26年度のキャリア支援委員会等の検討を基に、キャリア形成支援事業、就職支援事業の内容の見直しを図る。（No. 35）

・大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養い、全学的な教養教育及び各学部の基礎教育において、「地（知）の拠点整備事業」の理念に沿った科目の導入などにより、初年次教育プログラムの充実に努める。（No. 36）

<専門教育>

[薬学部]

・新モデル・コアカリキュラムに対応した実務実習事前学習及び病院・薬局実習の環境及び教育体制を充実させるとともに、教員主導型実務実習体制を強化するために担当教員の臨床現場とのコミュニケーションを深化する。（No. 37）

[食品栄養科学部]

・日本技術者認定機構（JABEE）の平成24年度の審査の際に指摘された教育プログラムを改善し、JABEEの中間審査を受審する。（No. 38）

・栄養教諭教職課程については、平成28年4月の開講を目指し、カリキュラム及び教育体制を整備するとともに、学部における栄養教諭人材の育成に関する理念の周知に努める。理科教諭については、栄養教諭課程導入後の導入を目指してカリキュラムの整備を図る。（No. 39）

・環境生命科学科の3年次から本格化する専門科目の実験実習の開講に向けて、これまでの授業評価をもとに、より深化した知識が習得できるような授業内容や教育方法の検討を行う。（No. 40）

[国際関係学部]

・新カリキュラム案と「静岡県立大学の在り方懇談会」の提言とのすり合わせ作業を継続して行い、新カリキュラム案の最終的な見通しを立てる。(No. 41)

[経営情報学部]

・平成 28 年度の 2 年生からのコース制教育開始に備え、文理融合・多分野融合・イノベーションの視点から問題発見・解決能力を学生に付与することができるようなコース制の教育内容について、さらなる検討・精査を行う。(No. 42)

[看護学部]

・看護学部の谷田・小鹿の 2 キャンパス制教育開始に伴う問題点を拾い出し、修正を加える(平成 26 年度カリキュラム)。残る平成 24 年度カリキュラムを継続実施する。
・看護教育拡充の計画を踏まえ、小鹿キャンパスの新看護学部棟の有効利用法を検討する。(No. 43)

b 大学院課程

・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数教員による研究指導体制を継続するとともに、必要に応じて改善を図る。
・研究・論文不正防止のため、論文指導での随時注意、研究遂行における実験ノートの 5 年間保管など継続して実施する。(No. 44)

[薬食生命科学総合学府]

・県立総合病院薬学教育・研究センターでの臨床研究及び研究教育を引き続き進める。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業を引き続き推進し、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムを継続的に実施する。また、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会を大学院教育の一環として実施する。(No. 45)

・薬剤師国家試験の受験資格を持たない薬科学専攻博士前期課程の修了生の進路状況を教育内容の改善に向けてフィードバックする。また、薬科学専攻博士後期課程の教育研究を実施し、指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを引き続き推進する。(No. 46)

・薬食生命科学専攻博士後期課程の修了生を引き続き輩出し、博士(薬食生命科学)または博士(生命薬科学)の学位の授与をすすめる。
・大学院学生が著者となる論文を国際誌にコンスタントに発表する。(No. 47)

・引き続き英語による授業科目・セミナーを充実し、国際性を備えた学生を育成するとともに、産学官の連携により社会貢献に資する学生の育成を図る。(No. 48)

・H26 年度に引き続いて、さらに学部・大学院を通した一貫教育を念頭において、カリキュラムの改善や県の試験研究機関との連携に努める。特にインターンシップの拡充を図る。(No. 49)

[国際関係学研究科]

・研究科附設の研究センターが学外の研究機関と共同で実施する研究プロジェクト、実地調査等に院生を参加させ、学際性を生かした教育体制を構築する。
・平成 26 年度の実績を踏まえ、留学生のための日本語教育を継続的に実施する。(No. 50)

・英語及び国語教員専修免許にかかわる教育体制を、研究科の学際性を生かした視点から点検し、随時、改善に努める。(No. 51)

[経営情報イノベーション研究科]

・H26 年度に引き続き、大学院運営委員会を中心に、将来のカリキュラム改訂のビジョンを検討し、学部との教育の連携についても検討する。
・地域経営研究センターと医療経営研究センターが協力して、リカレント教育を企画開催し、各種講座やセミナーの質的向上を図るために、研究科を越えた連携講座を引き続き検討する。(No. 52)

[看護学研究科]

- ・引き続き、新たな看護実践(ナースプラクティショナー等)に対応できる教員確保に努める。(No. 53)
- ・引き続き、県立静岡がんセンター及び県内の病院等保健医療機関と連携して教育・研究を実施する。
- ・助産師養成課程の臨地実習(正常産の分娩介助など)を円滑に行うため、更なる実施病院の確保を心がける。(No. 54)
- ・小児看護学分野の専門看護師(CNS)コースに対応した科目を配置し、教育を実施する。(No. 55)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・導入教育について検討を開始する。
- ・看護学科では、引き続き実習指導での遺漏なき様、実習施設との連絡を密にとり指導を強化する。また、臨床現場で行われている看護師対象の研修会の案内も継続する。
- ・歯科衛生学科では、引き続き臨地臨床実習における実習指導者との会議を実施する。また、3回の実習時期各期における巡回指導を通じて、実習担当者が密に連携を取るなどして実習教育の更なる質的向上を図る。
- ・社会福祉学科においては、実習施設との意見交換会を継続して実施する。(No. 56)
- ・引き続き、キャリア支援委員やチューターを中心に、就職・進学相談に応じ、面接や小論文指導を積極的に行う。
- ・民間で実施している病院等の合同説明会・見学会等の情報についても積極的に学生に周知する。(No. 57)

エ 卒後教育

- ・定期的な研修会の開催や最新の学術情報の提供など、卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよう、引き続き、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を実施する。(No. 58)

オ 成績評価

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・新学務情報システムによるCAP制の導入について、学部との検証を深める。(No. 59)

b 大学院課程

- ・シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等に基づき、適切な成績評価及び学位論文審査を行うとともに、必要に応じて基準の見直しやシラバス記載内容の明瞭化等の改善を行う。(No. 60)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の学習効果を高めるために、成績評価の基準となる定期試験やレポート等の評価方法がシラバスに適切に明示されているか、引き続き点検を行う。(No. 61)

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・新学長のもと、全学的体制について、改めて検討する。(No. 62)
- ・学部間及び短期大学部との相互協力により、学内教員の教育協力を引き続き推進する。(No. 63)
- ・引き続き、正課内外の講義に、先進的な研究機関、民間企業や臨地実習先等からの講師の招聘に努めるほか、県内高等教育機関との連携講義などを行う。(No. 64)

イ 教育環境の整備

- ・大規模修繕計画に基づき、県大の中央監視装置更新を引き続き進めるとともに受変電設備の更新工事に着手する。短大部の中央監視装置については工事を完了する。また、併せて通常修繕費による老朽化設備の更新・改修も進める。
- ・看護学部棟（谷田キャンパス）の全学的活用部分の予算化を行い、一部供用開始する。（No. 65）
- ・看護教育拡充に伴い実施した平成 26 年度の看護学部・研究科関係資料の移動について、両図書館における資料や施設等の利用状況の検証を行い、教育環境の整備に努める。（No. 66）
- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成 28 年 3 月末までに国際関係学部のパソコン 50 台及び管理用サーバーを更新する。（No. 67）
- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。平成 28 年 1 月末までに谷田、小鹿両キャンパスの情報ネットワークを更新する。
- ・情報漏えいリスク対策として、個々に行っていたパソコンの廃棄を事務局が一括して、データ破壊を含め廃棄処分を専門業者に委託し、パソコン廃棄時における情報資産の管理の徹底を行う。また、USBメモリーの取扱いやユーザーIDの管理についてルール化し、管理を強化する。（No. 68）

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組む先進的な事例の調査、研修、プロジェクトを引き続き支援し教員の能力向上を図るとともに、全学的な取組へと拡充を図る。（No. 69）
- ・教員間での公開授業、相互評価、学生を交えた意見交換会などを行うとともに、先進的な事例を調査し、引き続き授業改善につながる効果的方法の検討を進める。（No. 70）

(4) 教育活動の改善

- ・各学部等の特色や実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を開催するほか、ソーシャルネットワーク等を活用し、教育の成果（評価）に係る意見を聴く機会を設ける。その結果をFD委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。（No. 71）
- ・各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックするとともに、改善結果の学生への公開に努める。また、教育の質の改善につながる取組について先進的な事例を調査し、組織的な取組を検討する。（No. 72）

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

- ・看護学部生のキャンパス間移動に伴い、両図書館の利用に支障がないよう努める。また、両図書館では、平成 26 年度に短期大学部附属図書館が実施した「図書館利用者アンケート」を検証し、従来の短期大学部の学生・教職員に加え、看護学部・研究科の学生・教職員の利用状況に配慮した図書館サービス体制に努める。（No. 73）
- ・随時に学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、定期的な意見交換会として、クラブ・サークルの学生との意見交換会、留学生との意見交換会を開き、学生のニーズを踏まえた学習環境の改善に努める。（No. 74）
- ・留学生を支援するため、カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、また各種交流会として、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続するとともに、地域や他の機関との連携を強化する。

・交換留学体験学生による報告会「交換留学フェア」を充実させ、留学経験のある学生による個別相談会を実施し、留学に際して役立つ情報を整理してガイダンスに生かす。(No. 75)

・健康に関する知識を涵養するための講演会を開催し、多くの学生に聴講させる。
・発達障害を有する学生に対するケアを充実させるために、健康支援センターと各学部・教員及び就職支援スタッフとの連携を進める。また健康支援センタースタッフ及びカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。
・短期大学部においては、定期健康診断の全員受診を目指すために、入学時の広報、案内、ガイダンスの充実を継続して行う。また、要受診、要精密検査、再検査の実施率の向上を図る。学生に対する健康づくりの啓発活動（ガイダンス時の講演、掲示、健康相談など）を継続する。また健康支援センタースタッフ及びカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。(No. 76)

・学生への奨学金制度の案内の充実をはかるとともに、学部・研究科への通知を行うことで奨学金への応募を推進する。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の確保に努める。(No. 77)

イ 進路支援

・キャリアアドバイザーによる相談を充実する。
・2人の求人開拓員による求人開拓を実施する。
・短期大学部キャリア支援センター分所を中心に、引き続き就職・進学ガイダンスを推進し、資格取得を生かしたキャリア支援の充実を図る。また1年生からのキャリア支援講座の参加を積極的に促す。(No. 78)

・大学運営会議での協力依頼や各教員との連携によって、学生の進路希望や就職・進学等の状況を的確に把握する。
・早い時期から各学生への電話及びメール等によって、学生の進路希望や就職・進学等の状況を確認する。
・学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援を実施する。
・短期大学部キャリア支援センター分所を中心に、学生から就職・進学決定に至る詳しい情報収集を引き続き行い、質の高いキャリア形成支援情報の提供をする。(No. 79)

・卒業生との具体的な連携方策案を検討する。
・短期大学部においては、卒業生との連携や社会福祉人材センターや求人施設を招いた面談会を開催し、就職情報の質の向上をさらに図る。(No. 80)

・短期大学部においては、就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の涵養のために、引き続き面接実践講座、ハローワーク出張相談などの講座を開催する。(No. 81)

・【再掲】平成26年度のキャリア支援委員会等の検討を基に、キャリア形成支援事業、就職支援事業の内容の見直しを図る。(No. 35)

ウ 社会活動支援

・「地（知）の拠点整備事業」を推進するため、連携自治体である静岡県、静岡市、牧之原市との対話、首長・学長のトップ会談を実施するとともに、学生が地域での活動を行う複数の科目（しずおか学科目群）を開講する。(No. 82)

・【再掲】
・具体的なキャリア科目やキャリア形成支援事業の検討を行う。
・社会貢献活動系学生団体の活性化を図るためにキャリア支援センターが主催している全国シンポジウムを継続して開催する。(No. 34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

・部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む研究活動の導入の検討を引き続き進め、付属研究センターにおける研究活動の拡充を図るとともに、外部資金の獲得を目指した取組や学内公募等により実施可能なものから導入する。(No. 83)

[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]

・薬食生命科学総合学府を基盤として、健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学及び薬食実践科学の教育及び研究を推進する。

・薬食実践科学研究の展開のために、栄養管理と薬剤管理の緊密な連携の可能なモデル施設との共同研究体制の構築を目指す。

・薬食研究推進センター、茶学総合研究センター及び食品環境研究センターの先導により、「食品の新たな機能性表示制度」の活用も視野に入れた学際融合研究を試行する。(No. 84)

[薬学部、薬学研究院]

・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究、臨床薬学研究並びに国民の安全安心に関わる健康科学領域の研究を引き続き推進する。(No. 85)

・生体内機能分子を標的とした生命科学研究及び医薬品に関わる物質科学研究を推進する。(No. 86)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学分野）]

・食品栄養環境科学研究院の附置施設としての茶学総合研究センター及び食品環境研究センターを中核として、「食品の新たな機能性表示制度」の活用に向けた研究体制を整備する。(No. 87)

・「地（知）の拠点整備事業」を中心として地域連携をさらに推進するとともに、健康の維持・増進に関する栄養学的要因及び環境要因を分子・遺伝子レベルから個体・集団レベルで解析し、疾病リスクを低減させて健康寿命を延伸させる研究をさらに推進する。(No. 88)

[食品栄養環境科学研究院（環境科学分野）]

・「地（知）の拠点整備事業」を中心として公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究並びに健康長寿で持続可能な社会の実現を目指した研究を推進する。(No. 89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

・現代韓国朝鮮センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に、広い視野からアジア地域と欧米地域の国際問題等について積極的に研究を進め、社会貢献にも留意しながら研究活動の拡大と充実を図る。(No. 90)

・時代の流れにも配慮しながら、グローバル・スタディーズ研究センターを中心にして、文化研究の様々な領域にかかわる研究プロジェクトを、随時、企画・実施し、研究活動の拡大と充実を図る。(No. 91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

・平成 26 年度までに得られた 3 センター（地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センター）の実績や研究成果を基盤とし、経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進し、社会人のリカレント教育へ活用する。(No. 92)

・平成 26 年度に引き続き、外部資金を獲得しながら、3 センター（地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センター）を中心に研究を進めるとともに、各教員が分野を超えて融合的な研究を進める。(No. 93)

・平成 26 年度に引き続き、アセアン（東南アジア）地域や中国に進出した静岡県企業や現地企業の活動状況を調査研究し、研究成果を「地（知）の拠点整備事業」やグローバル地域センターの活動等に活用する。（No. 94）

[看護学部、看護学研究科]

・地域住民を交えた健康や看護に関する研究を継続して行う。（No. 95）

[グローバル地域センター]

・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」並びに「危機管理」に関する調査・研究を継続して推進する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）を行う。（No. 96）

イ 静岡県立大学短期大学部

・短期大学部の特長である、保健・医療・福祉の支援に関する研究を引き続き推進する。（No. 97）

・東日本大震災以後の社会的要因等を踏まえた震災時の保健・医療・福祉等についての研究を積極的に推進する。（No. 98）

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

・外部資金応募に際して、研究者が形成したネットワークに加え、コーディネートによるネットワークでの共同申請を積極的に働きかける。

・教職員に対して、産学官連携啓発セミナーにおいてネットワーク形成の意識づけを行うとともに、産学官連携の連絡会議や他機関の研究成果発表会等へ、研究者の参加を促す。（No. 99）

・「地（知）の拠点整備事業」採択校との連携や、県内公設試験研究機関との合同発表会の開催などを試行する。また、補助事業により、自治体をフィールドとした研究に対し、6 件程度の研究費配分を行う。（No. 100）

・外部資金獲得のため、大学全体として取組む国の大型プロジェクト事業に応募する。

・外部資金の募集案内等をすみやかに学内公表するとともに、科学研究費、A-S T E P などの外部資金に対する説明会・研修会の開催回数を増やし、年間 333 件及び金額 933, 225 千円以上の獲得を目指す。（No. 101）

・【再掲】新学長のもと、全学的体制について、改めて検討する。（No. 62）

イ 研究環境の整備

・「静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ運用指針」について教員への周知に努める。また、収録コンテンツの充実を図るため、学術コンテンツ流通を促進する国立情報学研究所の各種事業等について広報する。（No. 102）

・共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金により計画的に実施する。（No. 103）

・公私立大学実験動物施設協議会が行う相互検証に適合した施設改修及び動物実験実施に向けた自己点検・評価を実施する。特に動物実験計画に即した飼育施設として改修を図る。（No. 104）

ウ 知的財産の創出・活用

・発明委員会を月 1 回開催し、迅速な特許出願に対応するとともに、産学官連携推進本部において、知的財産の管理体制を充実させ、知財戦略を立てる。また、静岡技術移転合同会社、産業支援団体等を活用して、積極的に技術移転を図る。教職員対象の知財セミナー、全学部生対象の知財講座を実施する。（No. 105）

エ 研究活動の改善

・引き続き、外部評価の提言やUSフォーラムなどを通じた相互評価及び教員活動評価制度等を活用して、各部局における研究活動の検証に努め、研究水準の向上を図る。(No. 106)

・研究費の配分については、引き続き早期配分に努めるとともに、独創的かつ先進的な研究に対して外部評価制度を活用する。また、全学的な重点課題に対応する研究に対する重点配分を行う。(No. 107)

・USフォーラム、公開講座など学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。(No. 108)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開>

・「地(知)の拠点整備事業」を推進し、本学が地域に貢献する大学であることを内外にアピールする。

・地域貢献推進本部と「ふじのくに」みらい共育センターが協働して、大学全体の地域貢献活動を押し進める。

・健康長寿社会の形成のため、地域との連携を推進する新たな拠点となる健康長寿地域連携センター(仮称)の設置を看護学部の拡充を踏まえ再度検討する。(No. 109)

<多様な学習機会の提供>

・地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会、薬学生涯研修講座、リカレント講座等の充実を図る。

・静岡県産業振興財団と連携して引き続き総合食品学講座を開催するとともに、「地(知)の拠点整備事業」で企画している「しずおか学び直し塾」や日本栄養士会と連携して、卒前・卒後教育研修会を企画・開催する。

・医療経営研究センターでは、県内外の医療・介護関係者のみならず、地域包括ケアに関心のある行政関係者に対象を拡大し、学習・研鑽の場を提供する。地域経営研究センターでは、医療・福祉等に関して、政策と経営という観点から、社会人教育を実施する。

・県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育への協力を継続する。

・県とともに看護教員継続研修会の実施に協力し、看護教員の養成を引き続き行う。

・短期大学部においては、引き続き、NPO団体との共催による難病支援の研修会、静岡県介護福祉士会との連携による介護技術講習会、HPS養成講座等を開催する。また、参加者ニーズに基づく継続実施を図るため、関連団体との連携の更なる向上に努める。短大ホームページの活用も継続し、広く一般市民への広報に努める。(No. 110)

・引き続き、社会人聴講生制度において、講義科目を積極的に公開するとともに、科目等履修生の受入れや社会人向け学習講座の開設など、リカレント教育を実施する。

・短期大学部においては、リカレント教育の広報を積極的に行う。社会福祉学科では、社会人聴講生や科目等履修生の受入れを行う他、介護福祉専攻で介護技術講習会等を引き続き実施する。(No. 111)

・公開講座については、これまで以上に県民のニーズを的確に把握し、ニーズに対応したテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催する他、静岡市・市内大学共催のリレー講座やその他関係機関との共催講座を積極的に開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努める。公開講座については、延べ人数で年間800人以上の参加を目指す。(No. 112)

・模擬授業や研究室開放等の周知に努め、多くの児童・生徒が参加するよう取り組む。(No. 113)

<社会への提言活動>

・グローバル地域センター、地域経営研究センター、医療経営研究センターなどにおける研究発表・報告、提言書、講演などの活動を通じて地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。(No. 114)

<産学民官の連携>

・新技術説明会、相談会及び交流会を県内外で複数回開催して、企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。(No. 115)

・企業からの技術相談及び教員からのヒアリングを月4回(週1回)以上行い、シーズとニーズのマッチングの回数を増やすことにより、86件以上の共同研究、受託研究を実施する。(No. 116)

・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催するとともに、静岡市や地元自治会が実施する防災訓練への本学の支援方策を検討する。

・静岡市、牧之原市に県大サテライトを設置するとともに、前記自治体における諸課題解決のための研究を推進する。

・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」として活動する。(No. 117)

<その他知的資源の地域還元>

・小鹿キャンパス(短期大学部)において、地域住民の健康づくりに貢献するため、健康度測定、健康に関する相談会を引き続き実施する。(No. 118)

(2) 県との連携

・静岡県の各種審議会、委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。また、県の推進する各種プロジェクトに関連した受託研究、共同研究等を実施するとともに、危機管理に関する研究、機能性食品における新制度に対応するためのシステマティックレビューあるいはヒト介入試験等の実施により、静岡県の諸課題の解決のための研究を推進する。(No. 119)

・大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を引き続き実施する。(No. 120)

(3) 大学との連携

・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内他大学との連携事業に参加し、学术交流・連携を一層進める。(No. 121)

(4) 高等学校との連携

・大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続して実施し、高等学校との連携を推進する。

・県と連携し、高校生を対象とする大学講座の設置などの新たな高大連携事業を検討し、本学の特色を活かした取組を実施する。(No. 122)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

・グローバル化及び国際交流に係る本学の体制の見直し・強化に関する検討結果を基に体制の整備を継続して図る。(No. 123)

・交換留学を行っている海外協定校との協定更新に向けた協議を行う。

- ・留学希望者や留学生に対する教育体制の強化のため、交換留学体験学生による報告会「交換留学フェア」の内容を充実させる。
 - ・グローバル化の推進のため、TOEFL 対策英語の継続や英語による授業科目を 5 科目追加して実施する。
 - ・より広いアジア地域の留学生支援についての情報共有と相手国との人脈形成につとめる（国際交流委員会）。
 - ・大学院生にグローバルな活動を促すため、海外学会で発表する大学院生の渡航費用の助成制度を実施する。
 - ・短期大学部では、協定校の大邱保健大学（韓国）への学生派遣を継続するとともに、大邱保健大学生の受け入れを検討する。（No. 124）
- ・教員に対する、海外への学外研修旅費制度を継続することにより、海外での活動を支援する。
 - ・海外協定校を中心とした教員交換により情報交換や特別講義等を実施することで、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。（No. 125）
- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、更なる利便性の向上を図る。（No. 126）

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・「静岡健康・長寿学術フォーラム」やグローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演、特別講義等を実施する。海外からの研究者等の参加は、年間延べ 50 人以上を目指す。（No. 127）
- ・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、学生への特別講義や教員との共同研究を通し、協定校との教育・研究両面での更なる関係の強化を図る。（No. 128）
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。（No. 129）
- ・外国人教員の受入れに関する方針・方策等を引き続き検討する。（No. 130）
- ・各部局の教育の特徴等に応じて、外国語を使用した授業の導入等により、グローバル人材の育成に向けた取り組みを進める。（No. 131）

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・企画機能の強化に向け、他大学の事例を調査し、事務局体制等の課題を整理するとともに、引き続き具体的な見直し案の検討を進める。
- ・学長を補佐する体制の再整備を図る。(No. 132)

- ・これまでの教育・研究実績を踏まえ、外部の意見も参考にしながら、引き続き教育研究組織の将来構想について検討を行う。
- ・看護学部、看護学研究科では、継続して教員の充足に努める。また、博士後期課程の設置に関して継続して検討する。
- ・短期大学部では、歯科衛生学科と社会福祉学科の教育や組織のあり方について、引き続き検討する。また、看護学部移転後の短期大学部附属図書館、キャリア支援センター分所、健康支援センター分所の組織のあり方について、引き続き検討する。(No. 133)

- ・「静岡県立大学のあり方懇談会」の提言を受けて、国際関係学部及び国際関係学研究科の改革の具体的な内容を検討する。(No. 134)

- ・事務局全体で業務の横断的連携を進めるため、情報共有の場の発展強化を図るとともに、公的研究費等の不正防止のための内部牽制組織の再整備を進める。
- ・看護学部の事務を円滑に進めるため、小鹿キャンパスに県立大学看護学部事務担当を駐在させるなど、体制を整備する。(No. 135)

- ・大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を継続し、一体的な運営を継続する。(No. 136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・教員活動評価制度について、現在の3段階総合評価を5段階に見直す。
- ・表彰以外の評価結果の処遇等への反映方法について、他大学の状況を見ながら引き続き検討する。
- ・研修制度整備に向けて情報収集を行う。(No. 137)

- ・平成25・26年度の採用実績等を踏まえ、引き続き法人固有職員の採用を計画的に進める。
- ・前年度に行った法人正規事務職員への評価制度の充実を図る。(No. 138)

- ・一部改善を行った任用制度と人事制度の更なる改善を図るため、当該制度の問題点の把握を行う。(No. 139)

イ 職員の能力開発

- ・大学職員としての経験が十分でない県派遣職員、有期雇用職員に、外部の研修資源等を活用して、公立大学法人の職員としての意識を醸成させ、必要な知識やスキルを速やかに習得させるとともに、蓄積した大学運営ノウハウを学内研修等で伝承することにより、安定的な大学運営を図る。
- ・あらたに採用する法人固有職員については、外部の研修資源等を活用して長期的な視野に立った育成に努める。(No. 140)

(3) 事務等の生産性の向上

- ・業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、事務処理の一層のデータ化を進める。
- ・出納室内会議を月1回以上開催し、問題点の検討や会計ルールの再確認を行い、経理、審査スタッフの資質の向上に努める。(No. 141)

(4) 監査機能の活用

・監事監査において話題となった新看護棟取得に係る会計処理や未収学生納付金の処理方針等について、内部監査においても確認を行っていくほか、会計監査人と連携を取り、引き続き内部統制の整備状況の確認を行う。(No. 142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

・文科省等で実施される各種の競争的資金の説明会に出席し、学内に情報伝達又は説明会を開催し、外部資金獲得の取組を促す。

・獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について説明会の開催や公募情報をメール等により教員に情報提供して、外部資金獲得の取組をさらに促す。(No. 143)

・講習会・研修会等の受講料収入のほか、施設使用料、広告掲載料などにより、引き続き自己収入の確保に努める。

・短期大学部においては、社会人専門講座ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）養成講座及び介護技術講習会を継続して実施し、自己収入の増加を図る。(No. 144)

・教育研究活動を充実していくための基金を設置し、募集を開始する。(No. 145)

・【再掲】

・外部資金獲得のため、大学全体として取組む国の大型プロジェクト事業に応募する。

・外部資金の募集案内等をすみやかに学内公表するとともに、科学研究費、A－STEPなどの外部資金に対する説明会・研修会の開催回数を増やし、年間 333 件及び金額 933,225 千円以上の獲得を目指す。(No. 101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

・引き続き、既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務比率（経営指標）の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。

また、チェック・モニタリング機能の一環として行う予算執行状況の把握の結果を予算配分にも活用する。(No. 146)

・施設等の管理委託業務の契約方法や内容を検証し、必要に応じた見直しを行うとともに、光熱水費や事務的経費の更なる節約に努め、財政の健全性を保つ。(No. 147)

・全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表するなど、教職員及び学生のコスト意識を高める。(No. 148)

・管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、前年度比 1 % 以上（消費税を除く）の削減を図る。(No. 149)

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

・資金運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用に努めるとともに、経済情勢に合った運用ができるよう、資金運営委員会を開催し検討する。(No. 150)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・平成 28 年度に認証評価機関による評価を受けるため、認証評価報告書を作成する。(No. 151)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

- ・教職員を対象に情報公開・個人情報の保護に関する研修会を実施するとともに、教育研究活動や業務運営等に関する情報を積極的に公開する。(No. 152)

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

- ・大学ブランドについてワーキングによる意見交換を進め、本学の魅力を高めるための強みを検討する。

- ・Facebook 及び Twitter を活用し、学内の出来事や学生の社会的活動などを積極的に発信するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の特性を生かした情報収集を行う。

- ・公式サイトや部局特設サイト等の動画の充実を進める。

- ・公式サイトについて、ウェブユーザビリティに配慮しつつリニューアルの検討を行う。(No. 153)

- ・教員が自ら管理するホームページ及び SNS の充実のために、解決すべき課題を探る。

- ・教員の英文 CV（英語による経歴書）の掲載率をさらに高める。(No. 154)

・【再掲】

- ・高校生や保護者に対しては、オープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じて、入試広報を行う。

- ・高校教員等に対しては、県内国公立 4 大学合同説明会、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。特に入試変更点については、重点をおいて説明する。高校訪問では、入試の在り方等についても意見交換をする。

- ・県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方について情報交換を行う。

- ・入試問題に関する説明会を開催し、高校教員に対して出題の意図やねらい等の情報提供を行う。

- ・短期大学部においては、訪問高校と入学実績との関係を検証し、効果的な入試広報の一助とする。(No. 25)

・【再掲】

- ・US フォーラム、公開講座など学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。(No. 108)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内の案内標示の更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No. 155)

- ・【再掲】

- ・大規模修繕計画に基づき、県大の中央監視装置更新を引き続き進めるとともに受変電設備の更新工事に着手する。短大部の中央監視装置については工事を完了する。また、併せて通常修繕費による老朽化設備の更新・改修も進める。

- ・看護学部棟（谷田キャンパス）の全学的活用部分の予算化を行い、一部供用開始する。(No. 65)

- ・【再掲】

- ・看護教育拡充に伴い実施した平成 26 年度の看護学部・研究科関係資料の移動について、両図書館における資料や施設等の利用状況の検証を行い、教育環境の整備に努める。(No. 66)

- ・【再掲】

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成 28 年 3 月末までに国際関係学部のパソコン 50 台及び管理用サーバーを更新する。(No. 67)

- ・【再掲】

- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。平成 28 年 1 月末までに谷田、小鹿両キャンパスの情報ネットワークを更新する。

- ・情報漏えいリスク対策として、個々に行っていたパソコンの廃棄を事務局が一括して、データ破壊を含め廃棄処分を専門業者に委託し、パソコン廃棄時における情報資産の管理の徹底を行う。また、USBメモリの取扱いやユーザーIDの管理についてルール化し、管理を強化する。(No. 68)

- ・【再掲】

- ・看護学部生のキャンパス間移動に伴い、両図書館の利用に支障がないよう努める。

- また、両図書館では、平成 26 年度に短期大学部附属図書館が実施した「図書館利用者アンケート」を検証し、従来の短期大学部の学生・教職員に加え、看護学部・研究科の学生・教職員の利用状況に配慮した図書館サービス体制に努める。(No. 73)

- ・【再掲】

- ・「静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ運用指針」について教員への周知に努める。また、収録コンテンツの充実を図るため、学術コンテンツ流通を促進する国立情報学研究所の各種事業等について広報する。(No. 102)

- ・【再掲】

- ・共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金により計画的に実施する。(No. 103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・学生・教職員の健康診断を実施する。

- ・健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。

- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。(No. 156)

- ・危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」（年次改訂）を配付する。

- ・教職員及び学生を対象に安全又は衛生講習会を開催する。(No. 157)
- ・毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、新規採用教員や大学院進学者を中心に薬品管理システム研修を実施する。
- ・教育研究活動によって生じる廃棄物は、種類ごとに適切な方法により処理する。(No. 158)
- ・地域、近隣大学との連携や、大学近隣の下宿、アパート業者との連絡会を開催し、地域管轄の警察署より防犯に対する講話をいただき、学生が安心して安全な大学生活を送ることができるように、環境づくりに努める。(No. 159)

(2) 危機管理体制の確立等

- ・災害等発生時の対応及び平時の予防活動を行う体制を整え、役割・行動を明確にし、危機管理のマニュアルを見直し、教職員へ配付する。
- ・学内の重要業務を定義し、事業継続計画の策定について引き続き検討する。(No. 160)
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。(①共用スペースを優先した什器備品の耐震固定措置②自衛消防隊本部各班長に自衛消防業務講習の受講③避難経路の物品の撤去)
- ・全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。特に短期大学部においては、教職員で構成される自衛消防組織の能力向上を目的とした防災訓練の実施について検討を開始する。
- ・防災用電子掲示板の運用の向上を図る。(No. 161)
- ・静岡県、静岡市、地元自治会との連携内容を検討するとともに、他大学との人的・物的な相互支援体制について検討する。
- ・連携整備の検討にあたって、グローバル地域センターや防災コンソーシアムなどの関係機関の知見の活用を図る。
- ・短期大学部においては、引き続き地元自治会と協働で防災訓練を実施し、連携体制の向上を図る。(No. 162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・部局ごとに教職員を対象とするハラスメント研修会を実施し、欠席者に対してはDVDの視聴等の研修会に替る対応を行う。
- ・学生に対しては、リーフレットの配布やWeb学生支援システムを通じてハラスメント相談窓口の周知を図る。
- ・学生・教職員に対する啓発活動として、ニュースレターの発行等を行う。
- ・学外相談員による相談開催日の増加及び教職員の相談員に対する研修の実施により、相談体制の充実を図る。(No. 163)
- ・ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を継続開講し、学生及び教職員に向けた男女共同参画に関する講演会を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、静岡大学との連携事業を継続して進展させ、保育支援制度を実施している他大学の事例を調査する。(No. 164)

(2) 法令遵守

- ・研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用や過去事例の分析による監査項目、実施方法を検証する。

- ・国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用や過去事例の分析による監査項目、実施方法を検証する。
- ・学内・学外で開催する研究会等に積極的に参加するなど、コンプライアンス意識の向上（情報漏えいリスク管理を含む）、法令・法人規程の遵守の徹底を図る。
- ・「公的研究費等不正防止計画」を推進し、教職員による経理処理の適正化を確保する。(No. 165)

(3) 環境配慮

・引き続き、環境に関する教養科目の開講や省資源、省エネルギー、リサイクルなど、様々な教育・研究活動の場面において、啓発活動や環境に配慮した取組を推進し、エコキャンパスの実現に努める。(No. 166)

・【再掲】

・環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内の案内標示の更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No. 155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	120	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

平成27年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,760
施設整備費補助金	170
自己収入	1,950
授業料収入及び入学金検定料収入	1,887
雑収入	63
受託研究等収入及び寄附金収入等	439
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	30
計	7,349
支出	
業務費	6,911
教育研究経費	5,280
一般管理費	1,631
施設整備費	170
受託研究等経費及び寄附金事業費等	268
長期借入金償還金	0
計	7,349

収支計画

平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7, 225
經常費用	7, 225
業務費	6, 177
教育研究経費	1, 526
受託研究等経費	192
人件費	4, 459
一般管理費	751
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	297
臨時損失	0
収入の部	7, 225
經常利益	7, 225
運営費交付金	4, 760
授業料収益	1, 459
入学金収益	189
検定料等収益	62
受託研究等収益	192
寄附金収益	32
補助金収益	171
財務収益	0
雑益	63
資産見返運営費交付金等戻入	187
資産見返物品受贈額戻入	52
資産見返寄附金戻入	58
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,753
業務活動による支出	6,958
投資活動による支出	391
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	404
資金収入	7,753
業務活動による収入	7,149
運営費交付金による収入	4,760
授業料及び入学金検定料による収入	1,887
受託研究等収入	192
寄附金収入	76
補助金収入	171
その他の収入	63
投資活動による収入	170
施設費による収入	170
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	434